

## 信州大学学友会会則

(名称)

第1条 本会は、信州大学学友会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を信州大学学生総合支援センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、信州大学（以下「本学」という。）の学生が自主的に行う課外活動の健全な発展と統一的な運営を図るとともに、文化活動、スポーツ活動等の振興に努め、もって本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 文化活動、スポーツ活動等の課外活動全般に対する支援に関すること。
- 二 第13条第1項及び第2項に規定する部会に係る企画運営及び連絡調整に関すること。
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員からなる。

- 一 正会員 本学の学部学生（研究生、聴講生等を除く。以下同じ。）
- 二 特別会員 入会を希望した国立大学法人信州大学の役員及び職員

(会長及び副会長)

第6条 本会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学生担当の理事をもって充て、次条に規定する運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、国立大学法人信州大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）から選出された者をもって充て、会長の業務を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 本会に、第4条各号に掲げる事業を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を審議・決定するため、信州大学学友会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 一 本会の事業の企画運営及び実施に関すること。
- 二 第13条第2項に規定する部会の設置及び同条第1項に規定する部会の廃止に関すること。
- 三 課外活動の支援に係る重要事項に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 積立金の使途に関すること。
- 六 その他本会の運営に関する重要事項

(組織)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 会長
- 二 副会長

- 三 学生委員会から選出された者1人（第6条第3項に規定する副会長を除く。）
  - 四 第13条第1項第1号に規定する文化部会の役員から選出された者3人
  - 五 第13条第1項第2号に規定するスポーツ部会の役員から選出された者3人
  - 六 学務部長
  - 七 学生支援課長
  - 八 その他会長が必要と認める者
- （任期）

第9条 前条第2号から第5号までに規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （委員以外の者の出席）

第10条 会長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（議事）

第11条 運営委員会は、第8条第4号及び第5号に規定する委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出があった場合は、この限りでない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監事）

第12条 本会に、本会の予算及び決算を監査するため、監事1人を置く。

- 2 監事は、本学の教員のうちから、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 監事に欠員を生じた場合の後任の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、会長の求めに応じ、運営委員会に出席することができる。

（部会）

第13条 本会に、第4条各号に掲げる事業を行うため、次の各号に掲げる部会を置く。

- 一 文化部会
- 二 スポーツ部会

- 2 会員は、新たな部会の設置について、運営委員会に発議することができる。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（経費）

第14条 本会の経費は、会員の会費、寄附金その他の経費をもって充て、本会の目的を達成するために使用することができる。

（会費）

第15条 正会員の会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、その全額を入学時に納めるものとする。ただし、編入学の学生の会費については、運営委員会が別に定めるものとする。

- 一 4年課程 10,000円
- 二 6年課程 15,000円

- 2 特別会員の会費は、別に定めるところにより、毎会計年度末までに年額の会費

を納めるものとする。

3 既納の会費は、特別な理由がある場合を除き、返還しない。

4 会費の管理に関する事務は、会長が事務局に委託する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金及び積立金)

第17条 年度ごとの剰余金は、本会の積立金に組み入れるものとする。ただし、運営委員会の議を経て、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の積立金は、運営委員会の議を経て、本会の目的を達成するために使用することができる。

(会計報告)

第18条 会長は、年度ごとの予算及び決算について、監事による監査を受けた後、運営委員会に報告し、承認を得なければならない。

2 会長は、前項による予算及び決算報告書(以下「会計報告書」という。)について、毎年度、会員に公開しなければならない。

(活動報告)

第19条 会長は、本会の年度の活動状況を当該年度の会計報告書を添えて、当該年度の翌年度の学生委員会に報告しなければならない。

(会則の改廃)

第20条 この会則の改廃は、運営委員会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この会則は、平成20年7月2日から施行する。

2 この会則施行の際、この会則施行の日(以下「施行日」という。)の前日に廃止前の信州大学体育会規約に基づき置かれていた信州大学体育会(以下「旧体育部会」という。)は、施行日において、スポーツ部会となる。この場合において、旧体育部会が有する経費は信州大学学友会が承継する。

3 第8条の規定にかかわらず、同条第4号に規定する委員が選出されるまでの間、運営委員会は当該委員を除いて組織する。

4 この会則施行後最初に指名される第12条第1項に規定する監事の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

#### 附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成25年4月18日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成27年10月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、令和3年12月8日から施行する。